

第1章

「美の郷やまなしづくり」の目的

1. 策定の背景

本県では、平成16年度に国が景観法を制定したことを契機として、平成20年度に「美しい県土づくりガイドライン」（以下「ガイドライン」と表記）を策定し、県内市町村の景観計画策定を支援するとともに、市町村・事業者・住民・NPOなどと協働し、地域の個性や特性に応じた景観づくりを推進してきました。

また、平成23年度から、「美しい県土づくり推進委員会」が中心となり、県土の地形等の特性や、一目で山梨県とわかる複数の市町村を跨ぐ広域の景観を生かした地域づくりである「山梨の大観」を策定するなど、美しい県土づくりのあり方も提案してきました。

更に、「やまなし農業ルネサンス大綱」、「やまなし森林・林業再生ビジョン」、「やまなし水政策ビジョン」、「第2次山梨県環境基本計画」、「山梨県緑化計画」などの計画における、景観・環境の保全・活用に関連する施策によっても、「ガイドライン」が定める景観形成の基本的な考え方である、景観を「守る・創る・育む」取り組みを進めてきました。

一方、県内各地において事業者・住民・NPOなどが主体となり、農村風景の保全、街並みの保存や整備、水辺の景観形成など多様な景観づくり・地域づくりの活動も行われています。

現在、県内の約8割の市町村で景観計画が策定され、各市町村で景観行政を進める段階となりましたが、実際には、本県の景観づくりは緒についたところであり、美しく活力ある県土を後世に引き継ぐ景観づくりとするためには、これまでの景観形成の考え方を基にしながら、更にもう一步進めるための取り組みが必要であると考えます。



<風土を守る>
南アルプス市の棚田の風景

(写真 1.1)



<風土を守る>
甲斐の勝山やぶさめ祭り (写真 1.2)

2. 策定の目的

「美の郷やまなしづくり」は、美しく活力ある県土を後世に引き継ぐため、「ガイドライン」と「山梨の大観」の景観形成の考え方を基に更に進めて、「景観づくり」とともに「環境・文化・風土産業 ※」の活動を合わせた「総合的まちづくり」を、県・市町村・事業者・住民・NPOなどが協働により県土全域で実践していくことを目的とします。

具体的には、私たちが普段目にする景観、身近な地域の環境、景観の背景にある文化、景観などを活用した風土産業を、保全・再生し「守る」、創出し「創る」、継承・育成・活用する「育む」という、総合的な施策や活動を広域で展開する「総合的まちづくり」の取り組みを実践していくことです。

この「総合的まちづくり」の取り組みを県内各地で実践していくことにより、美しい景観と美しく活力ある地域づくりを担う地域コミュニティが再生・成熟され、美しく活力のある県土の持続的な発展につながります。

そこで、本書では、2章において、「風土を守る」「風土を創る」「風土を育む」着眼点を写真などで示し、3章において、「美の郷やまなしづくり」につながる取り組みを優良な活動事例をもとに、分かりやすく示すこととしました。

※ 農業・林業などとそれに関連した産業、または、景観や文化財、温泉など地域固有の資源を活用した産業

例えば、ブドウ・モモなどを生産する農業、干し柿などの農産物の加工業、ワイン醸造所、景観や地元の食材を生かしたレストランや観光農業など



<風土を創る>
周囲の景観に配慮した街路整備 (写真：1.3)



<風土を育む>
甲府駅北口で行われたお祭り (写真：1.4)

3. 「美の郷やまなしづくり」の位置付け

「ガイドライン」は、県・市町村・事業者・住民・NPOなどがそれぞれの立場で景観づくりを行っていく上で、基本となる考え方を共有し、県土を峡北、峡中、峡東、峡南、東部、富士五湖の6地域に区分し、これらの個性や特性に応じた景観づくりの取り組みを推進するための手引書として作成したものです。

また、「山梨の大観」は、山梨の風土の基盤を形成している大地形がつくる骨格的な風景に着目し、一目見て山梨県であることが分かるような風景の生かし方について解説したものです。「山梨の大観」の典型例を紹介するとともに、「山梨の大観」を生かした広域的に取り組む地域振興策例等を示しています。

「美の郷やまなしづくり」は、環境や農林業の保全・再生、文化財の保存・継承とこれらを活用した風土産業などの取り組みに、「ガイドライン」と「山梨の大観」の考え方を加えた「総合的まちづくり」の取り組みであり、これらを広域な地域で実践することで、地域の活性化や地域コミュニティを再生し、県土の持続的発展につなげるものです。

